

2017年8月8日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 木下 勝之 先生

無痛分娩事故の遺族（夫）からのお願い

この度、無痛分娩の際に起きた事故に対し厚生労働省、ならびに日本産婦人科医会において再発防止の取り組みが開始された事につきうれしく思います。

今後、他の産婦や家族が私たちと同じような苦しみを受けないよう、実態調査を尽くしていただき、一日でも早く安全対策が定められることを期待し、私の経験から次の4点を述べさせていただきます。

1 医師、看護師の意識

私は、医師が妻を見ていてさえくれれば、と今も悔やんでいます。そばにいた看護師が無痛分娩のリスクを知らず、下肢のしびれを麻酔によるものと考えなかったことも悔やまれます。リスクの説明が不足していたのは、医師がリスクを軽くみていたからではないかと思います。ガイドラインが策定されることで、このような医師、看護師の希薄なリスク意識が改められることを願います。

2 リスクの説明

妻は、無痛分娩を行っているという理由でこのクリニックを選んだ訳ではなく、最初から無痛分娩を希望していた訳ではありません。このクリニックの医師から無痛分娩の提案があった際に、事前にリスクを感じさせる説明があれば、敢えてそのやり方を選んではいませんでした。わかりやすくリスクについて書かれた説明書のひな形を、ガイドラインにつけていただければ、選択に役立つのではないかと思います。

3 体制整備

妻は、仮に無痛分娩のリスクを知らされていたなら、無痛分娩を行うことになったら設備や体制の整った医院を選んでいたと思います。リスクがある無痛分娩を行うためには、相応の体制を整備することが必要だと思います。体制が整っていない医院での無痛分娩を制限することも必要ではないかと思います。

4 ガイドライン策定後の調査

ガイドラインが策定された後も、ガイドライン策定により実際にどのように変わったのか、ガイドラインが守られているのか、調査を行っていただきたく思います。

A

(連絡先)

〒160－0003 東京都新宿区本塩町7番6号
四谷ワイズビル1階
谷直樹法律事務所
電話 03(5363)2052